

KIT虎ノ門大学院 学習支援計画書(シラバス)

※ 欠席・遅刻する場合は、事前相談/連絡を徹底してください。(連絡先: 虎ノ門事務室 [メールまたは電話])
 ※ 授業中の食事は控えてください。携帯電話はマナーモードにするなど、受講するにあたってのマナーをお守りください。

科目名		科目コード	単位数	開講期
意匠・商標法応用特論		Z 313	2単位	4学期
Applied Design / Trademark Law				
科目分野		課程領域		
産業財産権		知的財産マネジメント専門科目		
担当教員名	メールアドレス	連絡方法 / オフィスアワー		
杉光 一光 大橋 卓生	-	メールアポイントにて随時		

関連している科目(履修推奨科目)

意匠法特論1、特論2	商標法特論1、特論2	←【※1: 以下注意事項を参照】
------------	------------	------------------

授業の概要と到達目標

授業の主題と概要

本科目は、意匠・商標法に関して、他の講義科目によって講義された事項の理解を更に深めるため、特に、意匠法の保護対象、登録要件、意匠の類似、出願手続、権利の効力、意匠権侵害等の事項に関する主要な判例、商標法の保護対象、登録要件、商標及び商品・役務の類似、出願手続、商標権侵害及びその救済、審判等の事項に関する主要な判例について講義を行うものである。

授業は、院生に教科書・参考文献等の予習範囲を示して、予習してくることを前提とする。院生に各自担当の判例の内容、その判例に関する条文とその解釈や論点等について、講評等を担当させ、その後、議論及び講義を行う。各回の授業では、その内容を正確に理解させるために、学生を指名して、授業の内容や各回で予習してくることを指示している判例等についての説明を求めたり、関連する質問を行う。

到達(修得)目標

授業は判例を基礎として前記目標レベルの知識が確実に得られるようにする。

受講対象者

意匠法特論1、意匠法特論2、商標法特論1の単位を修得し、かつ、商標法特論2を履修、もしくは、単位修得している者

履修上の注意事項やアドバイス

※1【履修条件】意匠法特論1、意匠法特論2、商標法特論1の単位を修得し、かつ、商標法特論2を履修、もしくは、単位修得している者

※ 本科目は、2コマ連続クラス(180分×8日間、合計16コマ)で構成する。

※ 欠席が、4コマ(90分=1コマ)を超える場合は、単位取得にも影響する。欠席の際は、事前連絡を徹底すること。

※ 担当する教員は実務家教員とする。

※ 授業にて配布する資料等教材や講義収録映像・音声の無断転用・転載を禁じます。

コンピテンシ修得目標

知識領域 (Y軸)		ヒューマンパワー (Z軸)		思考プロセス (X軸)	
Y1: 基盤法令・テクノロジー	○	Z1: 問題発見力	○	X1: 企画	
Y2: 応用法令・実務・テクノロジー	○	Z2: 独創力		X2: 構想	
Y3: グローバル法令・実務		Z3: 問題解決力	○	X3: 調査・分析	
Y4: マネジメント		Z4: プレゼンテーション力	○	X4: 設計・開発	
Y5: 戦略立案		Z5: 変革推進力		X5: 変革	
Y6: 標準化		Z6: コミュニケーション力		X6: 導入・運用	
		Z7: リーダーシップ力		X7: 評価・検証	
		Z8: ネゴシエーション力		X8: リーガルマインド	○
		Z9: オーナーシップ力		X9: ライフサイクル	

プラクティカム

イベント / ケース	教育技法	マテリアル / ツール
1		

評価の方法

(総合評価項目と割合)		評価の要点
平常点	10%	毎回、事務室より出席簿を準備する。 成績評価は、判例発表レポート、ディスカッションへの参加姿勢及び期末試験に基づき厳格に行う。
レポート	40%	
期末試験	50%	
合計	100%	

テキスト・参考図書など		備考
※ 追加する場合を含め、一部変更となる場合もございますので予めご了承ください		
テキスト (購入が必要)	—	
参考図書 (購入は任意・講師推奨)	知的財産法法令集または工業所有権法令集(発明協会) 知的財産法講義Ⅱ 第2版 渋谷達紀著(有斐閣) 知的財産法講義Ⅲ 渋谷達紀著(有斐閣) 商標・意匠・不正競争判例百選-別冊ジュリスト No.248- 単行本 - 2020/7/10	
参考URL		
適宜紹介予定		

★講師担当回、判例の変更が生じる場合があります。

コマ	学習内容	事前準備・課題	担当者	時間
1.2	ガイドランスと民事訴訟法概論		杉光	180分
	判例50事件(ターンテーブル事件)東京高裁昭和53年7月26日判決			
	イベント			
3.4	判例55事件(可撓伸縮ホース事件)最高裁昭和49年3月19日判決 判例56事件(研磨パッド事件)知財高裁平成20年8月28日判決		杉光	180分
	判例57事件(カラビナ事件)知財高裁平成17年10月31日判決 判例58事件(長靴事件)大阪地裁平成21年11月5日判決			
	イベント			
5.6	判例59事件(包装用箱事件)知財高裁平成28年1月27日判決 判例60事件(学習机事件)大阪地裁昭和46年12月22日判決		杉光	180分
	判例63事件(容器付冷菓事件)知財高裁平成28年9月21日判決 判例64事件(ピアノ補助ペダル事件)知財高裁平成18年8月24日判決			
	イベント			
7.8	判例1事件(アールシータバーン事件)知財高裁平成24年5月31日判決 判例2事件(ワイキキ事件)最高裁昭和54年4月10日判決		大橋	180分
	判例5事件(コカ・コーラ事件)知財高裁平成20年5月29日判決 判例12事件(とっとり岩山海事件)知財高裁平成26年10月29日判決			
	イベント			
9.10	判例13事件(ルールデュタン事件)最高裁平12年7月11日判決 判例17事件(JOURNAL STANDARD事件)知財高裁平成22年2月25日判決		大橋	180分
	判例18事件(冰山印事件)最高裁昭和43年2月27日判決 判例23事件(橘正宗事件)最高裁昭和36年6月27日判決			
	イベント			
11.12	判例28事件(バイクシフター事件)大阪地裁平29年1月19日判決 判例33事件(フレッドベリー事件)最高裁平15年2月27日判決		大橋	180分
	判例35事件(脱獄iPhone事件)千葉地裁平成29年5月18日判決 判例36事件(TWG事件)東京地裁平成28年11月24日判決			
	イベント			
13.14	判例39事件(moto事件)東京地裁平成31年2月22日判決 判例42事件(eAccess事件)最高裁平成17年7月14日判決		大橋	180分
	判例44事件(ももちご事件)知財高裁平成24年2月21日判決 判例46事件(東京メトロ事件)知財高裁平成19年9月27日判決			
	イベント			
15.16	判例48事件(アイト事件)知財高裁平成27年11月26日判決 判例49事件(ADMIRAL事件)知財高裁平成27年5月13日判決		大橋	180分
	期末テスト(90分)			
	イベント			

※ 講義日程は、学事ポータル上の講義日程表をご参照ください。
 ※ 学習内容やスケジュールは、状況に応じて一部変更・改善が生じる場合があります。
 ※ 講義収録は、特別講師を招く場合など、内容によっては収録できない場合があります。

専任教授 確認記録欄
確認者氏名： 杉光